



水回り修理の高額請求トラブルにご注意!!

トイレ修理や水漏れ修理など、日常生活でトラブルに遭ったときに、チラシなどを見て業者を呼び、修理を依頼することがあります。

こうしたことは、専門的な技術や知識が無い消費者が困ったときの手助けとなる一方で、修理完了後に思わぬ高額請求を受けるなど、料金や作業内容などで業者とトラブルになったという相談事例が全国の消費生活センターなどに多く寄せられています。

相談事例

- トイレが詰まったので、インターネットで見つけた格安業者に修理を依頼したところ、「すぐに便器を取り外す必要があり、40万円かかる」と言われ困惑したが、トイレが使えないと困るので修理を頼んだ。
- 蛇口から水が漏れていたため、「見積もり・出張無料」と書かれたチラシの業者に見積もりを依頼したところ、「詳しく見る」と蛇口を外し内部を点検した後、50万円の見積書を出された。「高額なので払えない」と言う「断るなら蛇口取り外し料金2万円を支払って」と言われた。



相談事例からみる問題点

- 慌てて業者を呼んでしまい、作業内容や料金をよく確認せずに支払ってしまう。
- 解約時にキャンセル料を請求される場合や、事業者がクーリング・オフに応じない場合がある。
- 見積もり無料のはずが、見積もりにかかる費用を請求される場合がある。



アドバイス



- 慌てて業者を呼んでしまいがちですが、複数の会社から見積もりを取って、作業内容や金額をよく確認するようにしましょう。事前に出張費用や見積もりにかかる料金の有無を確認することも大切です。納得できない場合は、その場で契約しないようにしましょう。
- 急を要するトラブルに備え、安心して依頼できる業者の情報を日ごろから集めておいたり、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておいたりすることもよいでしょう。
- 依頼時に修理内容や料金が決まっていなかったり、事業者が当初示した金額とかけ離れた修理代を請求してきたりした場合は、消費者が業者を自宅に呼んでも、不意打ち性の高い取り引きとしてクーリング・オフの対象となる可能性があります。

不安に思った場合やトラブルになった場合は、一人で悩まず、消費生活センターへ相談を!!